

○神奈川県川崎競馬組合議会定例会の回数を定める条例
(平成12年7月24日条例第18号)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第102条第2項の規定による神奈川県川崎競馬組合議会定例会の回数は、毎年2回とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。